

議案第31号

つくばみらい市介護保険条例等の一部を改正する条例

(つくばみらい市介護保険条例の一部改正)

第1条 つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項から第4項までの規定中「令和3年度」を「令和4年度」に改める。

(つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年つくばみらい市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和2年度分及び令和3年度分の介護保険料」を「令和4年度分の介護保険料(令和3年度末に資格を取得したことにより賦課される令和3年度相当分の介護保険料を含む。)」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則


(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後のつくばみらい市介護保険条例の規定及び第2条の規定による改正後のつくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年5月31日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

住民税非課税世帯に該当する被保険者に係る令和4年度分の介護保険料の軽減措置及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の介護保険料の減免措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市介護保険条例(平成18年つくばみらい市条例第72号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和4年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和4年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和4年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,160円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、31,930円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>における保険料率は同号の規定にかかわらず、44,700円とする。</p>

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例(令和2年つくばみらい市条例第31号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 改正後の条例附則第16項の規定は、<u>令和4年度分の介護保険料(令和3年度末に資格を取得したことにより賦課される令和3年度相当分の介護保険料を含む。)</u>であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて適用する。</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 改正後の条例附則第16項の規定は、<u>令和2年度分及び令和3年度分の介護保険料</u>であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて適用する。</p>